

安芸市罹災証明書等交付事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内において発生した災害によって生じた被害の証明書（以下「証明書」という。）を交付する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（火災を除く。）をいう。
- (2) 住家 現実に居住のために使用している建築物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (3) 非住家 住家以外の建築物をいう。
- (4) 建築物 「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知（以下「認定基準」という。）」に規定する住家及び非住家をいう。
- (5) 不動産 民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号。以下「民法」という。）第 86 条第 1 項に規定する土地及びその定着物をいう。
- (6) 動産 民法第 86 条第 2 項に規定する不動産以外の物をいう。

(証明書の種類及び内容)

第 3 条 証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの証明内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 罹災証明書 災害により住家に生じた被害を市が確認できる場合に限り、住家の被害の程度について証明するものをいう。
- (2) 罹災届出証明書 災害により住家以外に生じた被害を市が確認できない場合又は住家以外の不動産並びに動産に被害が生じた場合に、その事実を市長に届け出たことを証明するものをいう。

(交付対象)

第 4 条 罹災証明書の交付対象者は、災害により被害を受けた住家の所有者又は使用者とする。

2 罹災届出証明書の交付の対象者は、前項に掲げる者のほか、災害により被害を受けた住家以外の不動産並びに動産の所有者又は使用者とする。

(証明書の申請)

第 5 条 証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明交付申請書（第 1 号様式）又は罹災届出証明交付申請書（第 3 号様式）に次の書類を添えて、罹災

後 3 月以内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

- (1) 位置図
- (2) 罹災の状況が判断できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者は、運転免許証等本人であることを示すものを提示しなければならない。

3 証明の申請は、代理させることができる。この場合、委任状を提出させるものとする。ただし、代理人が罹災者の同居親族である場合は、この限りでない。

(証明書の交付)

第 6 条 市長は、前条に定める申請書の提出があったときは、現地調査等を行い、使用目的等の申請内容を審査し、適当と認めたときは、罹災証明書（第 2 号様式）又は罹災届出証明書（第 3 号様式）を交付するものとする。

(手数料)

第 7 条 証明書の交付に係る手数料は、安芸市手数料徴収条例（平成 12 年条例第 1 号）第 5 条第 5 号の規定により免除するものとする。

(再調査の申請)

第 8 条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対し、再調査の申請をすることができる。

2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、当該証明書及び被害認定再調査申請書（第 4 号様式）を提出して行うものとする。

3 第 1 項の規定に関しては、第 5 条の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。